

議第 2 4 号から 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及
議第 4 1 号まで び運営に関する基準等を定める条例等の制定について

1 改正の経緯等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度，国の基準を定めた省令等（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われたこと等に伴い，関係条例の規定の整備をするものです。

なお，今回の条例改正において国の基準をそのまま規定しているものについては，国の基準を適用する規定に改めることにより，改正漏れによる違法状態が生ずることを防止するとともに，改正作業の簡素化・効率化を図ります。

2 関係議案

- (1) 議第 2 4 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (2) 議第 2 5 号 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議第 2 6 号 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 議第 2 7 号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議第 2 8 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (6) 議第 2 9 号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (7) 議第 3 0 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (8) 議第 3 1 号 呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (9) 議第 3 2 号 呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議第 3 3 号 呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (11) 議第 3 4 号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (12) 議第 3 5 号 呉市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (13) 議第 3 6 号 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準等を定める条例の制定について

(14)議第37号 呉市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

(15)議第38号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(16)議第39号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(17)議第40号 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

(18)議第41号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

3 国の基準の改正の内容

(1) 議第24号から議第40号まで

現行の栄養士法（昭和22年法律第245号）においては，管理栄養士国家試験は，栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ，同法の改正により，管理栄養士養成施設卒業者については，当該試験に係る受験資格として栄養士免許の取得が不要となりました。

このことを踏まえ，国の基準の規定中「栄養士」の配置等を求めている部分につき，「管理栄養士」を追加することとされました。

(2) 議第38号及び議第41号

居宅訪問型保育事業者を除く特定地域型保育事業者（小規模保育事業者，家庭的保育事業者及び事業所内保育事業者をいいます。以下同じ。）は，保育が適正かつ確実に実施され，及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう，保育の内容に関する支援，代替保育の提供及び特定地域型保育の提供の終了時における受入れについて，連携協力を行う認定こども園，幼稚園又は保育所（以下「連携施設」といいます。）を確保することが義務付けられています。国の基準では，一定の要件等を満たす場合には，当該連携施設を確保しなくてもよい規定（以下「緩和規定」といいます。）が設けられており，この度，協力関係に関する更なる見直し等が行われました。

4 市の考え方

(1) 議第24号から議第40号までについては，本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国の基準を呉市の基準とします。

(2) 議第38号及び議第41号については，緩和規定が設けられた当時，本市の特定地域型保育事業者は，既に連携施設を確保していることから，連携施設の確保義務の緩和の必要性はないと考えており，本市の関係条例では，緩和規定を設けていません。

現在も本市では特定地域型保育事業者の連携施設は確保されており，今後も確保義務の緩和の必要はないと考えることから，これまでどおり，保育の質を

低下させないため、緩和規定を設ける条例の改正は行わず、現行の基準を維持することとします。

なお、今回改正対象である基準は「従うべき基準」ですが、「従うべき基準」であっても、当該基準に従う範囲内で、各地域の実情に即した実施が可能とされています。

【参考】

従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

5 施行期日

令和7年4月1日